

公的研究費に関する不正防止計画

統括管理責任者 北見 諭

公的研究費の不正使用を防止するため、文部科学省のガイドラインの趣旨を踏まえ、神戸市外国語大学における公的研究費の管理及び監査に関する基本方針(2022年3月31日学長決定)に基づき、「研究活動及び公的研究費に関する不正防止計画」を策定している。今回不正を発生させる要因の検討を踏まえ、計画の改正を行い、2022年度より本計画に沿って不正防止に向けた取り組みを行う。

【神戸市外国語大学公的研究費に関する管理及び監査に関する規程第3条4項】

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会・理事会等(以下「役員会等」という。)において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

項目	規程 (特に記載がない場合は、公的研究費の管理及び監査に関する規程)	不正を発生させる要因	起こりうる不正の内容	不正防止のための計画
1.機関内の責任体系の明確化	①競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化	責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能しない。	管理・監督がなされず、研究費等の適切な運営・管理が行われないことによる不正の発生。	・「最高管理責任者」、「統括管理責任者」及び「コンプライアンス推進責任者」の職名・役割について、HPで公開する。
	②監事の役割の明確化	内部監査部門、不正防止計画推進部署との連携不足により、監事に適切な情報提供等が行われない。	監事からの意見が不正防止計画に反映されず、不十分な取組みとなり、不正の根絶に支障をきたす。	・監事との情報交換等、連携の強化を図る。

項目	規程 (特に記載がない場合は、公的研究費の管理及び監査に関する規程)	不正を発生させる要因	起こりうる不正の内容	不正防止のための計画
2.適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	<p>①コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)</p> <p>・コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。</p> <p>・コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員等に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。 (第7条及び同条第4項)</p>	公的研究費について、公的資金であるという認識の不足。	適切な事務処理を行う意識の不足による不正の発生。	<p>・コンプライアンス推進責任者は、公的研究費に関する不正防止計画をはじめ研究不正防止に関するコンプライアンス教育を、全ての構成員等に対して、年1回以上、定期的実施し、統括管理責任者へ実施状況を報告する。</p> <p>・研修受講者等に対しては、誓約書(様式有)の提出を求め、提出のない場合は、科学研究費助成事業の申請・取扱いが出来ないものとする。</p> <p>・コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員等に対して、啓発活動を実施する。</p>
	<p>②ルール of 明確化・統一化</p> <p>・統括管理責任者は、競争的研究費等に係る事務処理手続に関するルールについて、下記の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。 (第8条)</p>	公的研究費の使用及び事務処理手続に関するルールが曖昧である	正しいルールを理解しないまま不適切な事務処理を行うことによる不正の発生。	<p>・日本学術振興会からの指導等を踏まえ、明確で分かりやすいルールを策定し、マニュアルにまとめる。</p> <p>・全ての構成員等に対して、適宜、当該マニュアルの周知を図る。</p>
	<p>③職務権限の明確化</p> <p>・統括管理責任者は、競争的研究費等の事務処理に関する構成員等の権限と責任について、学内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。 (第9条)</p>	職務権限が曖昧なため、十分なチェックが機能しない。	抑止効果が希薄になることによる不正の発生。	<p>・職務権限の明確化、決裁手続きの簡素化を図るとともに、業務の実態に合わせ、必要に応じて適切に見直す。</p> <p>・研究者発注の範囲をマニュアルに掲載し、周知する。</p>
	<p>④告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>・告発、調査、認定、及び不服申立て等に関しては、「神戸市外国語大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程」の第9条から第14条第1項第2号まで、第14条第1項第4号から第15条第1項前段まで、第15条第2項から第16条第2項第1号まで、第16条第2項第4号から第27条まで、第28条第2項から第30条までの規定を準用する。(読み替えあり) (第10条)</p>	告発窓口の周知がされていないため、十分なチェックが機能せず、抑止効果が働かない。	抑止効果が希薄になることによる不正の発生。	<p>・不正の告発等の制度を機能させるため、全ての構成員等に対して、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底する。また、取引業者等の外部者に対しては、相談窓口及び告発等の窓口について、ホームページ等で公表し、周知を図る。</p> <p>・告発を受け付ける場合は、情報が漏洩しないよう配慮する。</p>

項目		規程 (特に記載がない場合は、公的研究費の管理及び監査に関する規程)	不正を発生させる要因	起こりうる不正の内容	不正防止のための計画
3.不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	①不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署を外国学研究所とする。 ・外国学研究所は、統括管理責任者とともに本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。 外国学研究所は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。(第14条、第2項、第3項) 	競争的研究費等の運営・管理について、具体的な対策の策定・実施を行うことができず、不正防止対策が不十分となる。	不十分な不正防止対策により、構成員の意識が向上せず、不正が発生。	<ul style="list-style-type: none"> ・外国学研究所は、統括管理責任者とともに本学全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。)を策定・実施し、実施状況を確認する。 また、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。
	②不正を発生させる要因の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・外国学研究所は、大学監査室と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、本学全体の状況を体系的に整理・評価する。 	大学監査室との連携不足により、不正を発生させる要因の把握が足りず、不正防止計画の内容が不十分となる。	実効性が不十分な不正防止計画の実施により、不正の抑止効果が働かない。	大学監査室と連携し、不正使用を発生させる要因を把握し、不正防止計画へ反映する。
4.研究費の適正な運営・管理活動		<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理責任者は、不正防止計画を踏まえ、下記のとおり、適正な予算執行及び事務処理を行うものとする。(第16条) 	研究費の適正な執行について第三者からのチェックが効くシステムとなっていない。	研究者と業者が緊密になることによる不正取引の発生。	<ul style="list-style-type: none"> 次の事項について、取り扱いを定めマニュアルに記載し、周知を図る。 ・研究の進捗及び予算執行状況に関して、適宜、チェックを行い、必要に応じ改善措置を講じること ・発注、検収に関する手続きに関すること ・特殊な役務(データベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)の検収に関する手続きに関すること ・研究費による非常勤雇用者の雇用管理について事務部門で把握すること ・換金性の高い物品は、適切に管理すること ・研究者の出張の実行状況を事務部門で把握すること ・一定の条件により抽出した取引業者に対し、誓約書等の提出を求める

項目	規程 (特に記載がない場合は、公的研究費の管理及び監査に関する規程)	不正を発生させる要因	起こりうる不正の内容	不正防止のための計画
5.情報発信・共有化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究費等の使用に関するルール等について、本学の内外からの相談を受け付けるため、外国学研究所に相談窓口を設置する。(第17条) 	<p>ルール等に係る相談窓口が存在しない。</p>	<p>ルールの認知不足による不正の発生。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究費等の使用に関するルール等について、本学の内外からの相談を受け付ける相談窓口を外国学研究所に設置し、ホームページで公表する。
6.モニタリング及び監査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員等が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。(第5条第4項) ・本学全体の視点から、モニタリング及び監査制度を整備し、実施する。(第19条) ・大学監査室は、毎年度内部監査を実施するとともに、競争的研究費等の管理体制の不備の検証を行う。(第20条第2項) ・内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査並びに統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上を図ることとする。(第20条第3項) ・大学監査室は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、本学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。(第20条第4項) 	<p>研究費の適正な執行について第三者からのチェックが効くシステムとなっていない。</p>	<p>内部監査の不備による不正発覚の遅れ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学監査室は、毎年度定期的に、財務情報に対するチェックを実施するとともに、管理体制の不備についても検証を行う。また、リスクアプローチ監査も適宜実施する。 ・大学監査室と監事との情報交換等連携を強化する。